

第二期函館市子ども・子育て支援事業計画

第4章 具体的な施策の展開【たたき台】

第4章は、第3章の施策の方向（8項目）に沿って、“現状と課題”，“取組内容”等を掲載しますが、今回は、8項目のうち「1 地域における子育て支援」「2 母子の健康確保と増進」のたたき台を示しています。

1 地域における子育て支援

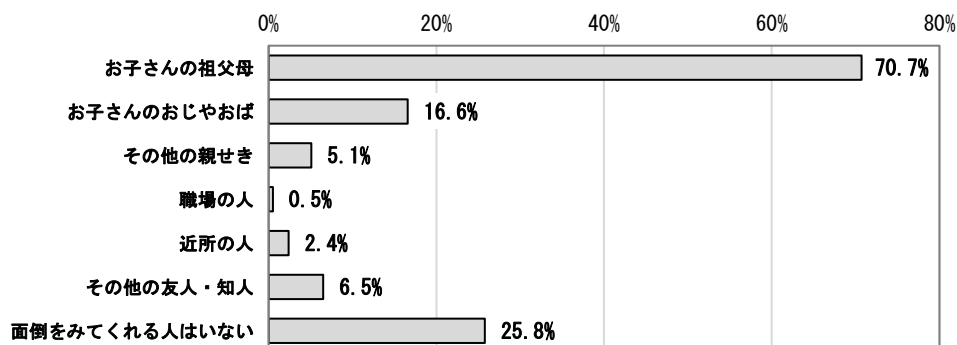
(1) 地域における子育て支援サービスの充実

① 家庭における子育て支援

【現状と課題】

- 本市では、市内に居住する子どもの育児について援助を受けたい人と行いたい人が助け合う会員組織の「ファミリー・サポート・センター事業」を実施し、様々な子育て支援活動を行っています。
- 子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、孤立化を防止するため、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりとして、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」を市内13か所に開設するとともに、子育てサロンの指導員が町会館等に出向き「まめっこサロン」を実施しているほか、乳幼児のいる家庭を対象とした子育て支援事業を各児童館において実施しています。
- 乳幼児健康診査（乳幼児健診）等により把握した、子育てに特に支援が必要と認められる家庭に保健師やヘルパー等を派遣する「養育支援訪問事業」、子育て経験者のボランティアが家庭訪問し、子育てに関する様々な悩みや相談に対応する「子育て支援隊」のほか、保健師や子育てアドバイザーが生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施しています。
- 就学前児童の保護者が日頃から、子どもの面倒をみてもらえる相手としてあげているのは、「お子さんの祖父母」が70.7%、「お子さんのおじやおば」が16.6%と回答した割合が高く、「面倒をみてくれる人はいない」と回答した方が25.8%となっています。

[日頃、子どもの面倒を見てくれる人：就学前児童保護者（複数回答）]



資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P31

- 少子化や核家族化の進行に伴い、家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し、育児不安やストレスを抱え、孤立する子育て家庭が増えているなかで、親や親戚、知人に子どもを預けたり、出産前後の身の回りの世話を頼むことが難しい状況となっています。
- 買い物、冠婚葬祭、学校行事などの場合に、一時的に子どもの世話をしてくれるサービスが求められています。

【一時預かり等の利用目的（複数回答）】

区分	買い物、きょうだいや親の習い事、リフレッシュ等	冠婚葬祭、学校行事、きょうだいや親の通院等	不定期の就労	その他	利用する必要はない
就学前児童保護者	38.4%	35.2%	17.2%	3.0%	33.9%
小学生保護者	12.5%	15.8%	6.7%	2.1%	68.5%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P17

- 子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、社会問題となっている子育て家庭の孤立化を防いでいくためには、地域において子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

【施策の方向】

- 今後、身近で気軽に通える地域において子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」のほか、「子育て支援隊」をはじめとする各種取組みのきめ細かな展開を図ります。
- 地域において子育て支援の気運を高めるとともに、子育て力の向上を図り、家庭において子育てしやすい環境づくりを進めるため、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るとともに、相談体制の強化および地域での見守りといった視点での取組みに努めます。

【個別事業】 資料2-1 参照

② 施設における子育て支援

【現状と課題】

- 本市では、令和元年度において、32か所の保育所等で一時的に保育を必要とする子どもを対象とした「一時預かり事業」を実施するとともに、46か所の幼稚園等で在園児を対象とした教育時間終了後の預かり保育を実施しています。
- 保護者の疾病等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、保護者に代わって保育する「子育て支援短期利用事業」と保護者が急な残業などの理由で、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設において、子どもに夕食を提供し、保育する「トワイライトステイ事業」を市内1か所の乳児院および2か所の児童養護施設で実施しています。

- 生後6か月から小学6年生までの子どもが病気の際に、保護者に代わって一時的に預かる「病児保育事業」を、市内の医療機関に近接した施設1か所で実施しています。
- 保護者が、昼間家庭にいない小学校児童の保護や健全育成のために実施している放課後児童健全育成事業では、令和元年度で59か所の放課後児童クラブ（学童保育所）を開設しています。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移を見ると、平成24年度は、施設数が45か所、入所児童数が1,437人で、入所率（小学校児童数に対する入所児童数の割合）が12.3%でしたが、令和元年度には、施設数が59か所、入所児童数が2,359人で、入所率23.8%と、いずれも大幅に増加しています。
- 小学校児童数は減少しているにもかかわらず、放課後児童クラブ（学童保育所）の入所者は増加傾向にあり、これに伴い、施設数も増加しています。

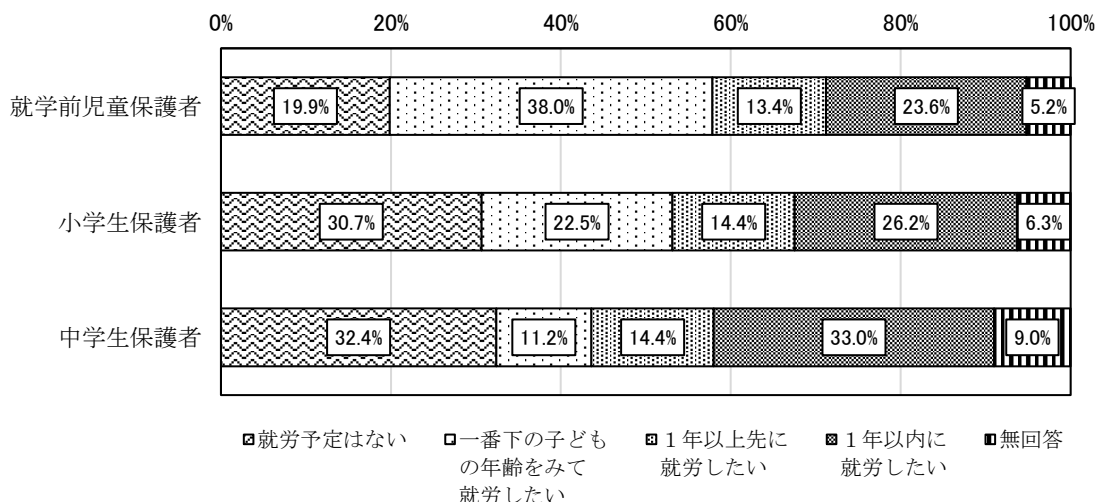
[放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移]

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実施箇所数 (箇所)	45	47	47	49	52	56	58	59
入所児童数 (人)	1,437	1,563	1,583	1,782	1,967	2,145	2,265	2,359
入所率 (%)	12.3	13.7	14.3	16.4	18.6	20.8	22.2	23.8
《参考》 小学校児童数 (5月1日現在) (人)	11,691	11,396	11,045	10,854	10,580	10,331	10,212	9,904

資料：子ども未来部の概要

- 就学前児童の保護者（母親）のうち、現在働いていない、または、いままで働いたことはない方への就労希望調査においても、下記のとおり「就労したい」が全体で75.0%、「子育てや家事等に専念したい（就労予定はない）」が19.9%という状況となっています。

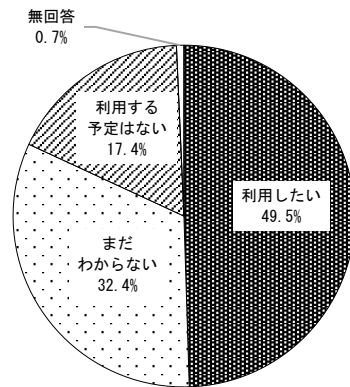
[現在就労していない方の就労希望：母親]



資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P7

- 就学前児童の保護者への放課後児童クラブ（学童保育所）利用の調査では、「利用したい」が49.5%と、約半数を占めており、今後も入所児童数の増加が見込まれます。

〔放課後児童クラブ（学童保育所）の利用：就学前児童保護者〕



資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P20

- 女性の就業機会の増加が進み、今後もさらに増加することが見込まれることから、子育てで家庭が安心して子どもを預けることができる子育て支援サービスの充実が必要です。
- 少子化や核家族化の進行により、子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなっていることから、放課後に、小学校児童が年齢の異なる子どもたちと遊び、遊びを通じて異年齢児交流が図られるよう、児童の健全育成の推進が必要です。

【施策の方向】

- 今後、多様化するニーズに的確に対応するため、保護者の病気や仕事などにより一時的に保育できないときや、育児疲れを解消したいときなどに、保育所などで子どもを預かる「一時預かり事業」や「病児保育事業」など各種施設における子育て支援サービスの充実に努めます。
- 放課後児童健全育成事業については、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」に基づき、放課後児童クラブ（学童保育所）の質と量の確保に努めます。
- 図書館やはこだてみらい館、はこだてキッズプラザ、函館市青少年研修センター（ふるる函館）などの施設で開催される各種イベントを通じ、子どもたちの創造力や社会性を育む学びや体験の機会を提供していきます。

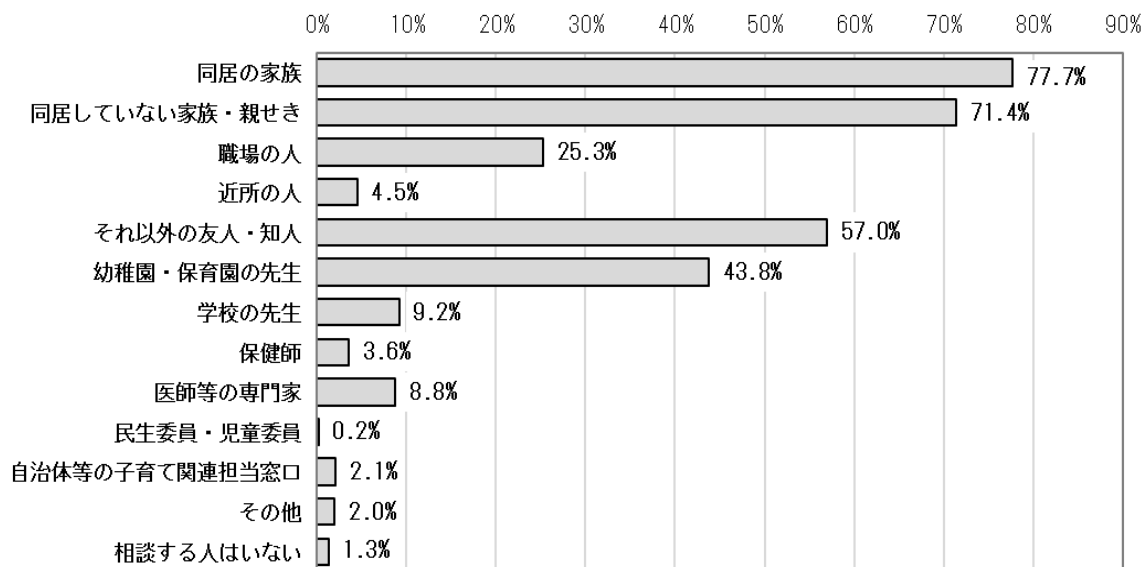
【個別事業】 資料2－1 参照

③ 子育て相談、情報提供体制の充実

【現状と課題】

- 本市では、市内13か所に「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」を開設しているほか、児童館等では、全27か所で、子育てアドバイザーをはじめとする子育て支援のボランティアの協力を得るなかで、子育てについての相談、助言、情報の提供などを行っています。
- 市民との協働による子育て支援の推進を図るため、市民団体や専門機関などで構成する「函館市子育て支援ネットワーク」により未就学児童とその保護者を対象としたイベントや一般市民向けの講演会等を開催しています。
- 妊娠・出産・子育て等に関する相談に、専任相談員がワンストップで対応する子育て世代包括支援センターとして、「マザーズ・サポート・ステーション」を開設しています。
- 子育てや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を開設しています。
- 幼稚園では「未就園児施設開放・相談事業」、認定こども園では「子育て支援事業」、保育所では「地域の子育て家庭に対する支援事業」として、園庭開放や育児講座、相談事業等を行っています。
- 就学前児童の保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは、下記のとおり「同居の家族」「同居していない家族・親せき」「それ以外の友人・知人」が圧倒的に多く、次いで「幼稚園・保育園の先生」という状況となっています。

[子どもについての悩みを相談する相手：就学前児童保護者（複数回答）]



資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P27

- 様々な相談機関等の有効活用を図るため、既存事業の効果的なPRに努めるとともに、身近な地域において、気軽に子育てに関する相談や情報交換、交流などの機会を確保することも必要です。

【施策の方向】

- 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、子育てに関する適切な情報提供に努めるとともに、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」、「児童館における子育て支援事業」および「子育て支援コンシェルジュ事業」等を継続していきます。
- 未就学児とその保護者等を対象としたイベントや一般市民向けの講演会等を引き続き実施するほか、妊娠・出産、子育て等に関する相談に対応した「マザーズ・サポート・ステーション」やひとり親支援に関する相談に対応した「ひとり親家庭サポート・ステーション」の周知に努めるとともに、支援が必要な家庭への訪問などによる相談についても積極的に進めていきます。

【個別事業】資料２－１参照

1 地域における子育て支援

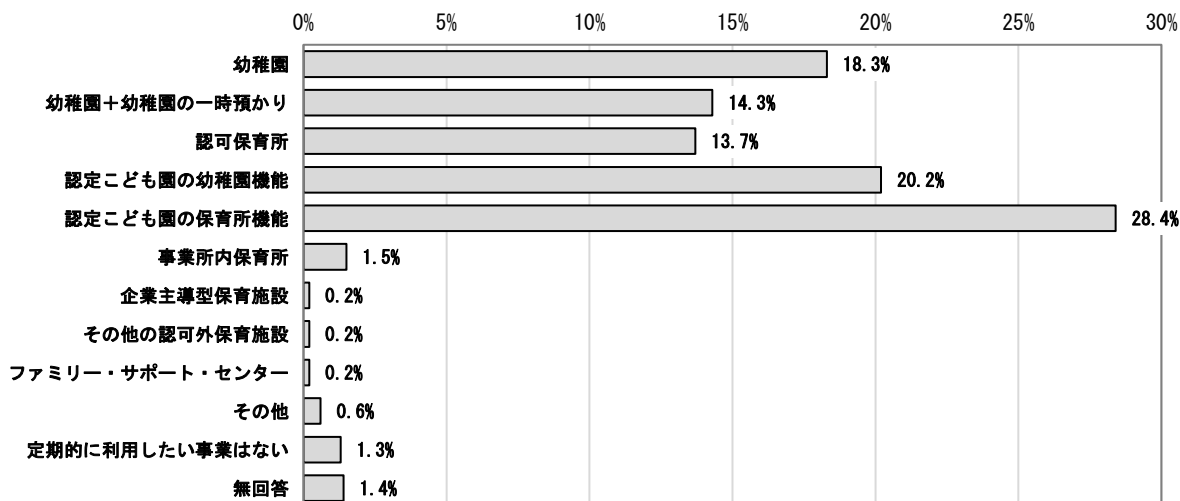
(2) 保育サービスの充実

① 多様な保育ニーズへの対応

【現状と課題】

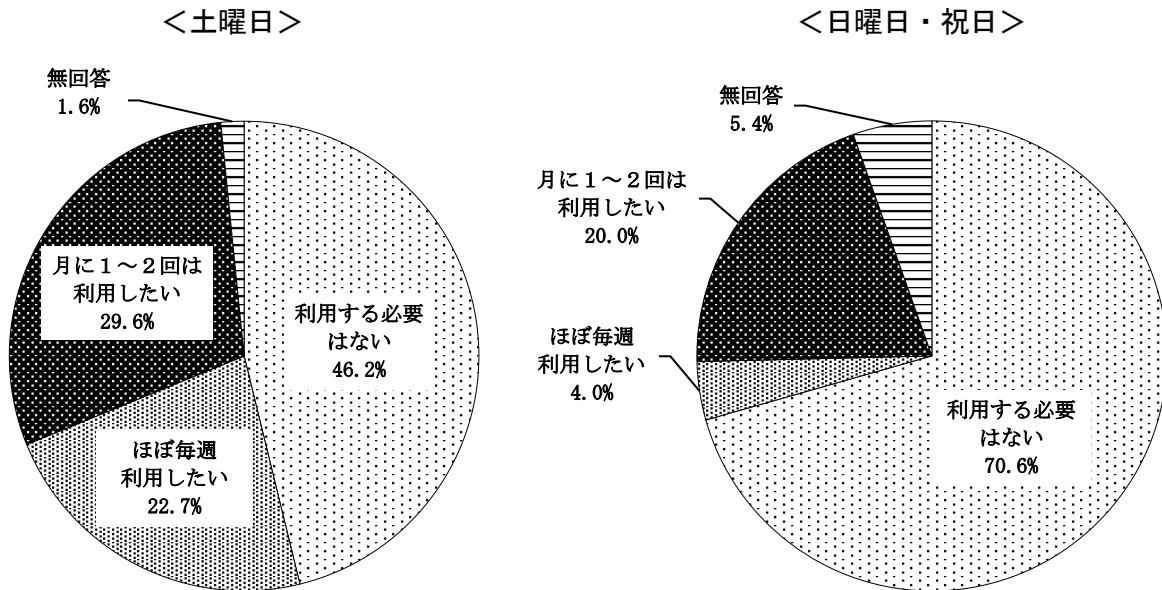
- 本市の保育所・認定こども園は、平成31年4月1日現在、公立が2園、民間が47園の計49園で、保育を利用する子どもの定員総数は3,704人となっており、それに対する入所児童数は、3,366人と定員を下回っていますが、年度の途中で入所児童数が増加し、定員を上回る施設もあります。
- 各保育所・認定こども園の設備状況や職員配置、保育内容については、公立、民間を問わず、児童福祉施設最低基準や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、整備や運営が行われています。
- 平成30年度において、市内2か所の認定こども園で休日保育を実施しているほか、保育所における「延長保育事業」は、30分延長を24か所、1時間延長を1か所、2時間延長を3か所で実施しており、また「一時預かり事業」を54か所で実施しています。
- 就学前児童の保護者が、今後、幼稚園や保育園、認可外施設などに求める利用希望は、認定こども園の保育所機能や幼稚園機能、幼稚園等の恒常的な保育サービスに係るニーズが、他に比べて高く、土曜日と日曜日・祝日の利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合せると、土曜日が52.3%、日曜日・祝日が24.0%となっています。

[今後の利用希望：0歳～4歳の保護者]



資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P14

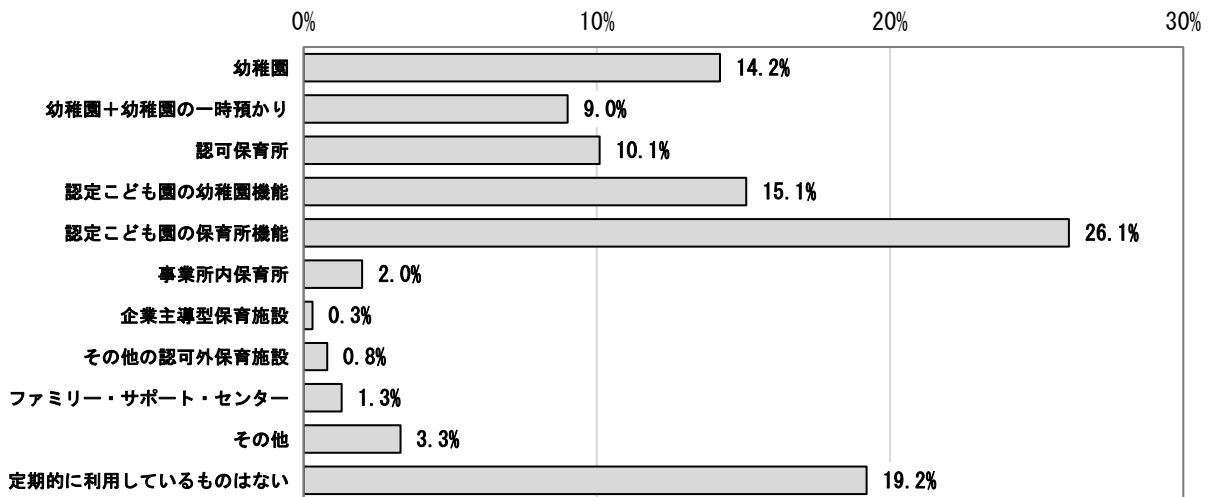
[土・日・祝日の定期的な利用希望：就学前児童保護者]



資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P15

- 就学前児童の保護者が、現在、定期的にご利用しているのは、「認定こども園の保育所機能」が26.1%，次に「認定こども園の幼稚園機能」が15.1%，「幼稚園」が14.2%の順となっています。

[幼児教育・保育事業の平日の定期的な利用状況：就学前児童保護者（複数回答）]



資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P12

- 女性の就業機会の増加とともに、保護者の就業形態が多様化するなかで、保育サービスの充実を図り、多様なニーズに応じた適切なサービスの提供に努めていくことが必要です。
- 保育サービスの充実にあたっては、子ども・子育て支援新制度による、幼稚園等の活用を図るとともに、延長保育や休日保育等の充実により、多様な保育需要に対応するなど、利用者の実情に応じた取組みを行うことが必要です。

【施策の方向】

- 女性の就業機会の増加に伴い、保育所の入所率が上昇傾向にあっても、少子化の進行により、保育所において入所児童数の減少は避けられない状況にあり、将来、各保育所の入所率に格差が生じることが予想されることから、今後においても、公立保育所の民営化や老朽化した施設の整備を進め、定員の適正化はもとより、保育環境の充実を図り、適切な保育サービスの提供に努めます。
- 保護者の就業形態の多様化等に対応するため、ニーズの動向を的確に把握し、幼稚園や認定こども園等の民間活力の活用を図りながら、休日保育の実施のほか、「延長保育事業」や「一時預かり事業」の効果的な実施に努めるほか、認可外保育施設における「低年齢児保育対策事業」を継続します。
- 夜間・休日の保育ニーズや短時間勤務社員の利用にも対応できる企業主導型保育施設の設置にあたり、公募団体や事業者と連携を図りながら、地域の実情に応じた運営がなされるよう働きかけていきます。
- 多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、保育所が、地域に開かれた施設として、地域のニーズに応じて世代間交流や異年齢児交流、育児講座などを行う「保育所地域活動事業」の促進を図ります。

【保育所等の入所状況の推移（各年度4月1日現在）】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
認定こども園 (幼保連携型)	施設数	2か所	16か所	18か所	19か所	23か所	
	入所児童数	2・3号	68人	897人	952人	1,031人	1,110人
		1号	482人	687人	948人	917人	1,231人
	定員	560人	1,812人	2,172人	2,212人	2,887人	
	定員充足率	98.2%	87.4%	87.5%	88.1%	81.1%	
認定こども園 (幼稚園型)	施設数	4か所	7か所	6か所	7か所	6か所	
	入所児童数	2・3号	102人	158人	148人	173人	167人
		1号	506人	797人	662人	729人	633人
	定員	745人	1,237人	1,099人	1,180人	868人	
	定員充足率	81.6%	77.2%	73.7%	76.4%	92.2%	
認定こども園 (保育所型)	施設数	1か所	8か所	15か所	19か所	19か所	
	入所児童数	2・3号	24人	653人	1,089人	1,279人	1,278人
		1号	17人	84人	160人	175人	185人
	定員	60人	770人	1,361人	1,626人	1,626人	
	定員充足率	68.3%	95.7%	91.8%	89.4%	90.0%	
認可保育所	施設数	44か所	24か所	17か所	12か所	11か所	
	入所児童数	3,230人	1,781人	1,219人	886人	869人	
	定員	3,475人	1,770人	1,260人	950人	900人	
	定員充足率	92.9%	100.6%	96.7%	93.3%	96.6%	
幼稚園	施設数	19か所	14か所	13か所	11か所	8か所	
	入所児童数	2,115人	1,331人	1,033人	960人	585人	
	定員	2,710人	1,760人	1,510人	1,280人	865人	
	定員充足率	78.0%	75.6%	68.4%	75.0%	67.6%	
認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く。)	施設数	8か所	5か所	4か所	5か所	9か所	
	入所児童数	66人	51人	42人	53人	87人	
	定員	120人	76人	79人	92人	219人	
	定員充足率	55.0%	67.1%	53.2%	57.6%	39.7%	
事業所内保育施設	施設数	17か所	16か所	16か所	17か所	17か所	
	入所児童数	269人	242人	238人	251人	242人	

資料：「子ども未来部の概要」

【個別事業】資料2-1参照

② 保育サービスの質の向上

【現状と課題】

- 保育所等については、養護および教育を一体的に行うという保育の特性に基づき、子どもの年齢等に応じた適切な発達の援助を行うほか、子どもの健康および安全の確保、保護者に対する育児の相談、悩みなどへの指導・助言、地域における子育て支援など、地域の子育て支援拠点としての重要な役割を担っていることから、施設において、体系的な研修計画に基づき、施設内研修の実施や、職位・職務内容に応じた専門性の向上を図るための各種研修会への参加など、職員の資質の向上に努めています。
- 各施設における保育サービスの提供内容については、利用者ニーズに応じた施設を選択できるように、市の窓口で各施設の保育内容等の情報を備えており、さらに情報誌等でも周知に努めています。
- 各種研修の充実を図り、施設を選択するための目安となる保育サービスの情報の提供に努めることはもとより、保育参観や公開保育など「開かれた保育」に向けた取組みによる課題や実践知の共有、各施設における保育士等および施設の自己評価・第三者評価の取組みを促進するなど、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにすることが必要です。

【施策の方向】

- 今後においても、より一層「保育サービスの情報提供」に努めるほか、「保育の質の向上」のため、保育士研修の充実や保育現場における自己評価等が円滑に実施され、保育所等での養護と教育の充実が図られるよう取組みを促進していきます。
- 国の定める職員数を超えた職員を配置し、特色ある教育・保育の実践を行う施設に対する「特定教育・保育施設質向上事業」や、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置し、保育士が保育に専念できる職場環境づくりを行う施設に対する「保育体制強化事業」の実施を継続していきます。

【個別事業】資料2-1参照

1 地域における子育て支援

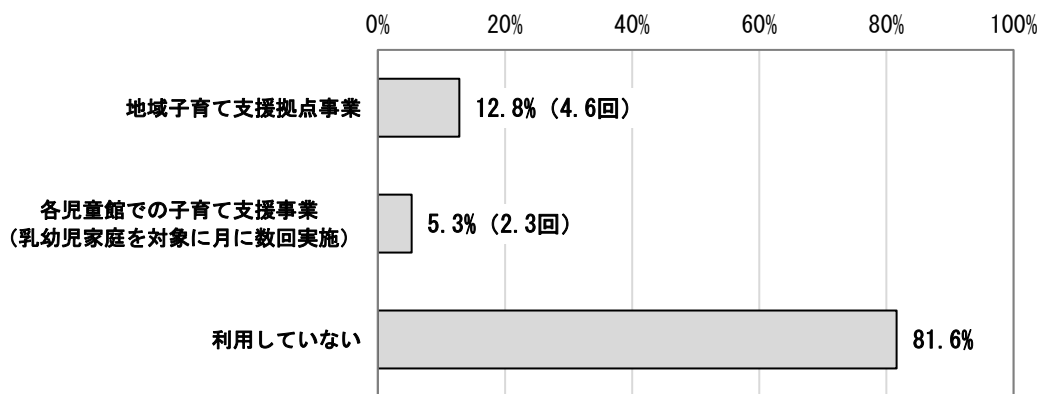
(3) 子育て支援のネットワークづくり

① 子育て支援ネットワークづくりの促進

【現状と課題】

- 本市では、これまで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の実施により、いろいろな遊びや情報交換等を行いながら、子育て家庭の親子等の交流を図ってきています。
- 子育てサロンでは、参加親子等のネットワーク化を図り、互いに支え合う子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児サークルの育成にも取り組んでいます。
- 親子等のふれあいや交流はもとより、子育てへの父親の参加を促進するため、市内の子育てサロン合同による「ちびっこなかよし運動会」や「ちびっこあそびの広場」を開催しています。
- 就学前児童の保護者の地域子育て支援事業等の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」と「各児童館での子育て支援事業」の利用は合わせて18.1%となっており、また、月平均の利用回数については、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」4.6回、「各児童館での子育て支援事業」2.3回となっています。子育てサロン等においては、定期的に利用している実態にあることから、引き続き、地域に密着した事業展開を図るとともに、効果的なPRが必要です。

〔地域子育て支援事業等の利用状況：就学前児童保護者（複数回答）〕



※ 括弧内は、月平均利用回数

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P19

- 子育て家庭が互いに支え合う環境づくりとともに、子どもたちの健やかな成長はもとより、子育て家庭を地域全体で支えていくため、子育て支援に関わる市民団体から専門機関までの幅広い構成による「函館市子育て支援ネットワーク」を設立し、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成に取り組んでいます。
- きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを効果的かつ効率的に提供し、地域を挙げて子育て支援を進めていくうえで、ネットワークのより一層の強化が重要となりますが、構成団体が互いに支え合い、連携して活動できるよう支援が必要です。

【施策の方向】

- 子育てサロンでの育児サークルの育成・支援はもとより、函館市子育て支援ネットワークにおける団体間の連携体制の充実・強化を図り、市民総ぐるみによる子育て支援のネットワークづくりとともに、効果的なPRにも努めます。

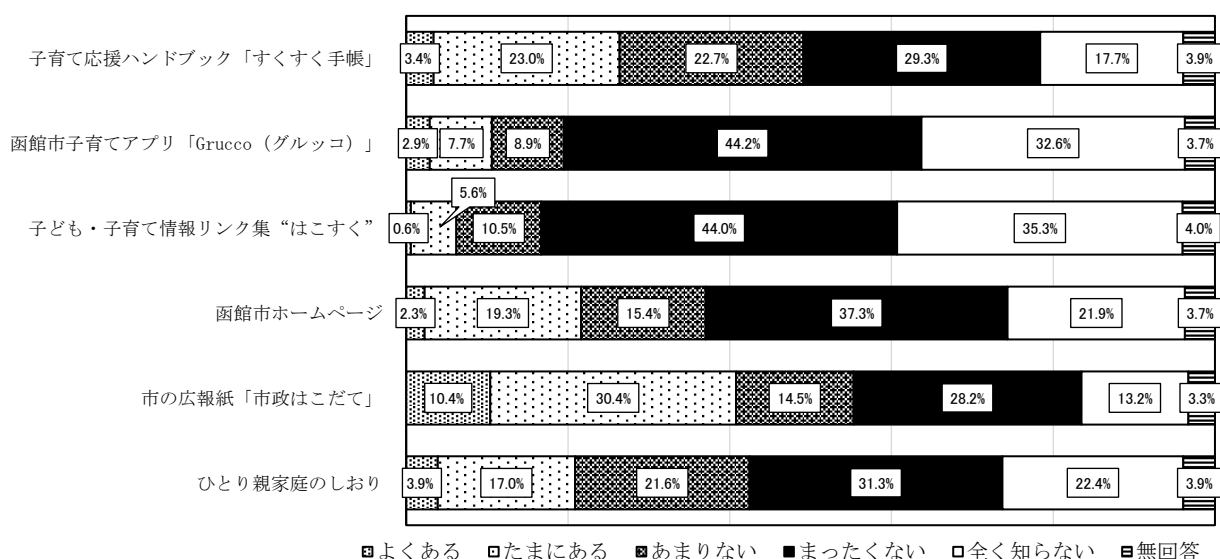
【個別事業】資料2-1参照

② 子育て支援情報の提供の充実

【現状と課題】

- 本市では、子育てに関する各種情報を掲載した「すくすく手帳」を作成し、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、赤ちゃんが生まれたすべての家庭に配布しているほか、就学前の子どもがいる世帯が転入してきた場合にも、その手続きの際に配布しています。
- 子どもや子育て家庭を対象としたイベント情報や各種手当等の申請案内のお知らせなど、ホームページに子ども・子育て情報リンク集「はこすく」を掲載しているとともに、平成29年度からは、子ども・子育て支援に関する情報をスマートフォン向けアプリ「Gruccho（グルッコ）」でも配信しています。
- 就学前児童の保護者が、子どもに関する事業やサービスなどの情報を得るための手段としてあげているのは、「よくある」「たまにある」を合わせた割合が高いものから、「市政はこだて」40.8%、「すくすく手帳」26.4%、「函館市ホームページ」21.6%、「ひとり親家庭のしおり」20.9%の順となっており、依然として「全く知らない」と回答した割合も高いことから、各媒体の周知を図ることが必要です。

【子どもに関する事業等の情報を得るための手段：就学前児童保護者】



資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P37

- また、「平成29年度子どもの生活実態調査」では「学校などからのお便り」から情報を得ると回答した割合が高いことから、各媒体を効果的に活用することが必要です。

【施策の方向】

- 各種情報誌の充実を図るとともに、インターネットやスマートフォンのアプリなどを含めた様々な媒体を活用した情報提供の強化・充実に取り組みます。
- 転入者への発信や里帰り出産時における情報提供など、よりきめ細かく各々のニーズに合わせた情報提供に努めます。

【個別事業】資料2-1参照

③ 地域における子育て意識の啓発推進

【現状と課題】

- 少子化や核家族化の進行に伴い、家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し、地域における子育て力や教育力が低下してきている状況にあつて、子育て家庭の孤立化や児童虐待が社会問題になるなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 主任児童委員や児童委員は、それぞれが担当する地域において、子育て世帯における家庭の状況を把握し、子育て支援等の制度やサービスに関する情報提供や相談への対応など、その世帯の状況に応じた支援活動を行っています。
- 保護者や地域住民などで構成された学校運営協議会は、学校運営の基本方針の承認を行うなどの取組みを通じて「地域とともにある学校づくり」を進めています。
- 次代を担う子どもたちの健やかな成長は、市民共通の願いでもあることから、子育て支援の充実は、行政、企業、地域を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題とし、また、子育てへの関心や理解を高め、子育て家庭を支え、さらには、地域ぐるみで見守るためにも、子育て支援に関する機運の醸成はもとより、子育てに関する意識啓発等の取組みの推進が必要です。
- 意識の啓発等にあたっては、町会や母親クラブ、育児サークル、子育て支援に関わる市民団体などの地域活動団体や、主任児童委員、児童委員のほか、社会福祉協議会や保育所、幼稚園などの子育て支援サービスを提供する民間事業者、高齢者や障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者などと連携することも必要です。

【施策の方向】

- 「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の各種の子育て支援事業については、子育てアドバイザーをはじめ、主任児童委員や児童委員、町会や老人クラブで活動する高齢者等の地域住民の協力、世代間交流や地域交流も深めるなかで、地域における子育て意識の啓発に努めます。

【個別事業】資料2-1参照

1 地域における子育て支援

(4) 子どもの健全育成

① 子どもの居場所づくりの整備推進

【現状と課題】

- 子どもの放課後の生活を豊かにし、異年齢児童間での集団的な遊びを通じて、地域における子どもたちの交流を促し、子どもの健全育成を図るため、「児童館」を25か所、「母と子の家」を1か所設置しています。（令和元年7月1日時点）
- 青少年の健全育成の場として、「青少年研修センター」を設置しているほか、図書館における「絵本の読み聞かせ」や「公民館」での各種講座、小・中学校のグラウンドや体育館等を市民のスポーツ活動等に開放する「学校開放事業」、さらには、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力のもと、遊びや交流活動等を行う「放課後子ども教室推進事業」などに取り組むほか、民間事業者の協力を得て、子どもたちが擬似的に就業の体験等をする「はこだてキッズタウン」を年1回開催しています。
- 小学校の児童・中学校の生徒に「平日の放課後はどこで過ごしますか」と「一番ほっとできる場所はどこか」と聞いたところ、毎日過ごす場所として、自分の家や学校（部活など）が多く、ほっとできる場所は、自分の家が、ともに80%を超える状況となっています。

[平日の放課後はどこで過ごしますか]

<小学5年生>

区分	そこではとくに 過ごさない	週に 1～2日	週に 3～4日	毎日	無回答
自分の家	10.8%	25.5%	25.5%	36.4%	1.8%
同じ学校の 友だちの家	52.1%	36.9%	7.4%	0.5%	3.1%
学校以外の 友だちの家	89.5%	5.6%	1.0%	0.0%	3.8%
塾や習い事	52.1%	31.0%	12.1%	2.4%	2.4%
学校(部活など)	72.1%	9.7%	10.4%	4.9%	2.9%
スポーツクラブ の活動の場	75.1%	10.8%	8.8%	2.4%	2.8%
公園	44.1%	39.1%	13.5%	1.3%	2.1%
図書館や児童館, 公共施設	79.0%	13.7%	3.3%	1.7%	2.3%
商店街やショッ ピングセンター	85.0%	11.4%	1.4%	0.0%	2.2%
ファストフード 店やカフェ	95.9%	1.5%	0.4%	0.0%	2.2%
ゲームセンター など	94.9%	2.8%	0.4%	0.1%	1.8%
その他	0.5%	2.3%	3.1%	4.9%	89.2%

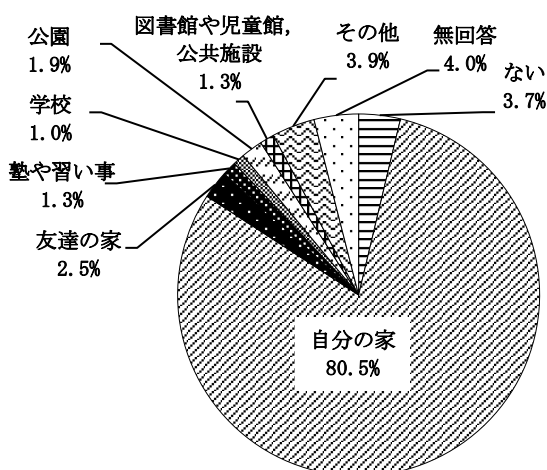
<中学2年生>

区 分	そこではとくに 過ごさない	週に 1～2日	週に 3～4日	毎日	無回答
自分の家	14.0%	30.4%	14.5%	35.6%	5.6%
同じ学校の 友だちの家	77.0%	14.5%	1.1%	0.6%	6.8%
学校以外の 友だちの家	89.3%	3.3%	0.6%	0.1%	6.6%
塾や習い事	58.6%	25.9%	8.4%	1.0%	6.1%
学校(部活など)	19.7%	8.3%	24.5%	41.8%	5.7%
スポーツクラブ の活動の場	79.8%	5.1%	5.0%	3.8%	6.3%
公園	82.7%	9.4%	1.5%	0.1%	6.3%
図書館や児童館, 公共施設	87.9%	4.7%	0.6%	0.4%	6.4%
商店街やショッ ピングセンター	76.6%	15.2%	1.7%	0.4%	6.1%
ファストフード 店やカフェ	86.9%	5.9%	1.0%	0.1%	6.1%
ゲームセンター など	91.6%	1.9%	0.4%	0.1%	6.1%
その他	0.2%	1.0%	0.2%	0.1%	98.4%

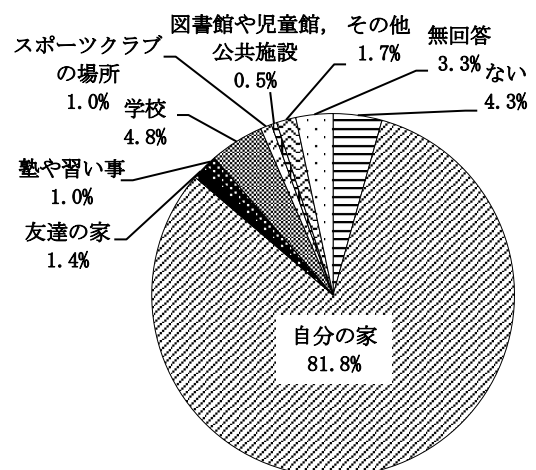
資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」P50

【一番ほっとできる場所はどこか】

<小学5年生>



<中学2年生>



資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」P52

【施策の方向】

- 児童館や放課後児童クラブ（学童保育所）など多様な児童の居場所づくりの確保に引き続き努めるとともに、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていく各種事業を進めていきます。

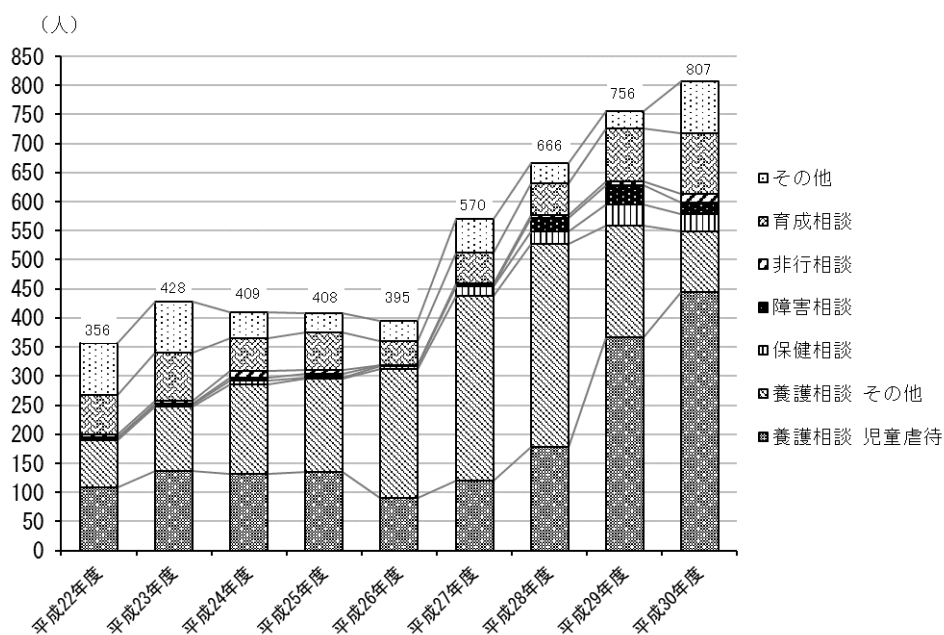
【個別事業】資料2－1参照

② 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進

【現状と課題】

- 青少年の健全育成を図るため、カラオケボックスやゲームセンター等で子どもたちへの声かけなどの注意・指導を行う「街頭補導活動」を行っているとともに、社会環境浄化のため、書店やビデオレンタル店での有害図書等の取扱いや陳列方法、インターネットカフェやカラオケボックスへの深夜入場制限、携帯電話販売業者にフィルタリングサービスの提供の徹底などについての立入調査を行う「有害図書等販売状況一斉立入調査」を実施しています。
- 不登校の児童・生徒に対しては、個別または小集団での相談や指導を行う「適応指導教室の開設」により学校への復帰に結びつけているほか、児童・生徒のいじめや不登校等の問題への具体的な対応策を見い出すため、啓発用リーフレットを作成・配布するとともに、講演会や地域集会の開催や子どもの悩み相談電話の開設などを行う「いじめ不登校等対策推進事業」を実施しています。
- 子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を開設しており、平成29年度から子ども自らが相談しやすいよう、子ども専用電話（フリーダイヤル）と携帯ゲーム機などから専用フォームで相談できる子ども専用ページを設置しています。

〔子どもなんでも相談110番実施状況〕

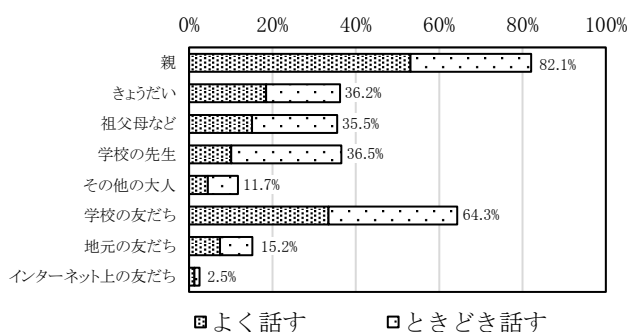


資料：子ども未来部調製

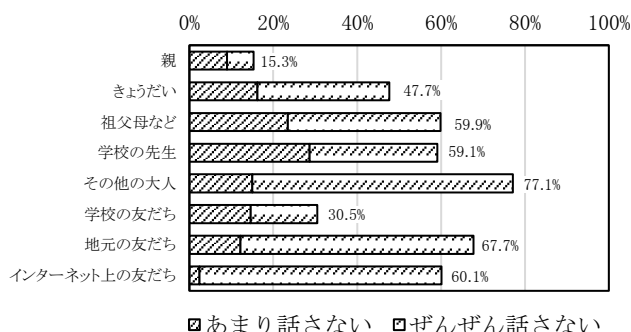
- 小学校児童・中学校生徒が「困っていることや悩みごと」「楽しいことや悲しいこと」を誰にどれくらい話すかについて聞いたところ、「よく話す」の割合が高いものは、親や学校の友人で、その一方で、親や学校の友人に「ぜんぜん話さない」と回答した子どももいることがわかります。

[悩んでいることなどをどれくらい話しますか]

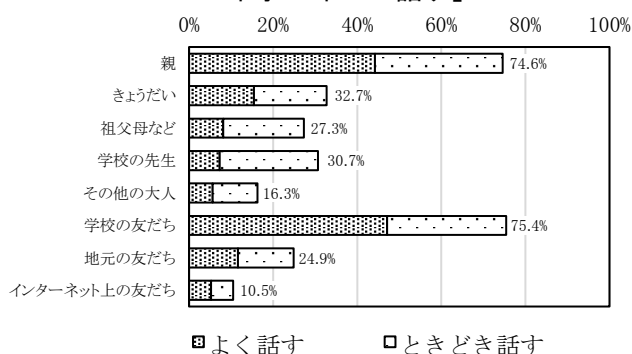
《小学5年生「話す」》



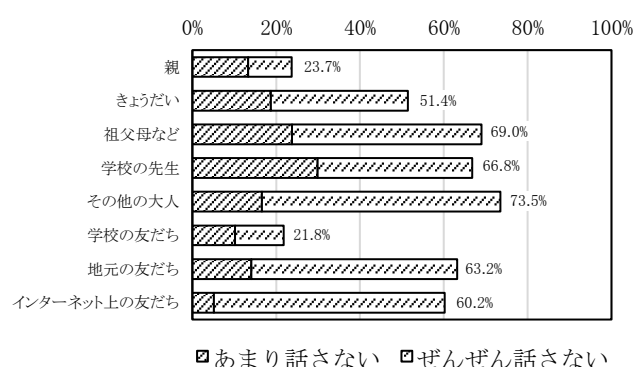
《小学5年生「話さない」》



《中学2年生「話す」》



《中学2年生「話さない」》



資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」P86

- 子どもが家庭や学校、地域において孤立しないよう、身近な相談窓口の充実や、家庭と学校、地域が一体となって子どもを見守り、支えていけるような、地域ぐるみの支援が必要です。
- 喫煙や飲酒、不健全性行為等の非行問題については、家庭や学校における教育や啓発を推進するとともに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直りへの支援、さらには、保護者の子育て支援はもとより、引きこもりや不登校への対応については、学校や児童相談所、警察、保護司等の連携体制を強化し、地域社会全体で対処することが必要です。
- 自分専用のスマートフォン等を所有している子どもが多く、平成30年度には小・中学生の主体的な議論により「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」を行っております。

【施策の方向】

- 各種事業の充実を図るとともに、家庭や学校、地域による連携も含めた子どもの見守りを強化することにより、非行の防止やいじめの根絶などに取り組んでいきます。

【個別事業】資料2-1参照

2 母子の健康確保と増進

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策

① 健康診査，保健相談・指導の充実

【現状と課題】

- 本市では、妊娠・出産・子育て等に関する相談に、専任相談員がワンストップで対応する子育て世代包括支援センターとして、「マザーズ・サポート・ステーション」を開設し、妊娠届出時に全妊婦を対象に面接・電話・訪問等により相談支援を実施しているほか、必要に応じて地区担当保健師や関係機関と連携し、継続的に支援する体制を取っています。
- 現在、マザーズ・サポート・ステーションにおいて、約9割の妊婦と面談による相談支援を実施することができていますが、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果によれば、相談先として知らない市民もいることから、さらなる周知を図り、相談支援の充実を図る必要があります。
- 多胎や若年妊婦、妊娠21週以降の妊娠届出等のハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションや医療機関との連携によりできるだけ早期に把握し、個別に保健指導等を行い、支援につなげています。
- 産後2週間および1か月の産婦を対象に健診費用を助成する「産婦健康診査事業」で把握した産後うつ病質問票の高得点者や出産後に妊娠届出した産婦、未熟児、先天性疾患のある乳児等をもつ産婦などのハイリスク産婦についても、医療機関からの連絡等により早期に把握し、保健師等が家庭訪問等により必要な支援を行っています。
- また、産後の体調や育児に不安がある産婦およびその子を対象に、産科医療機関に一定期間宿泊させ、心身のケアや子育て等についての指導を行う「宿泊型産後ケア」を実施し、安心して子育てができる支援体制を確保しています。
- 乳幼児を対象とした健康診査（健診）は、生後4か月、10か月、1歳6か月、3歳の時点で実施しており、徐々に受診率は向上していますが、さらなる受診率の向上に向け、啓発に努めています。特に、養育支援が必要な状況を早期に把握するため、未受診児に対しては、文書や訪問等による状況確認や受診勧奨を強化しています。
- 乳幼児健診の二次スクリーニング健診として、「経過観察健診（理学療法士による訓練を含む）」や「小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）」を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施するなど、様々な場面で、保健相談・指導を行い、子どもの健やかな発育・発達の促進に努めています。
- 「定期予防接種」については、乳幼児期に接種すべき種類が増え、接種スケジュールも過密・複雑になってきています。接種率は向上していますが、流行の抑止に必要とされる接種率95%に達していないものもあることから、接種対象者への個別通知や再勧奨通知、広報の充実などにより、積極的な接種勧奨に努めていく必要があります。

- むし歯の減少をはじめとした口腔の健康保持を促すため、乳幼児健診時の歯科相談・歯科健診や、フッ素塗布を実施しているほか、養育支援が必要な母子の早期把握と情報共有のため、「周産期母子医療センターとの連携」にも取り組んでいます。

【施策の方向】

- 母体の健康管理の出発点である妊娠の届出は、母子の心身の異常の発生を予防し、または減少させ、安心・安全な分娩を迎えるためにも早期の届出が重要であることから、妊娠11週以内の届出をさらに向上させるとともに、継続的な支援を図るうえでも「マザーズ・サポート・ステーション」の周知に取り組みます。
- 特にハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションにおける面接等や医療機関との連携により妊娠初期から状況を把握し、早期に訪問等による保健指導等の支援を開始するなど、強化・充実に努めます。
- 妊婦の健康管理や子どもたちの健全育成のため、引き続き妊娠・出産・乳幼児期における各種健診および二次スクリーニングの充実に努めるほか、未受診児については、関係機関との連携や家庭訪問等を実施し、子どもの状況確認や受診勧奨を行い、受診率の向上はもとより、必要に応じた適切な支援ができるよう対策に取り組めます。
- 定期予防接種についても、子どもの命と健康を守るため確実に実施できるように、広報・啓発活動を一層強化し、接種率向上に努めます。

【個別事業】資料2-1参照

② 母子保健の情報提供の充実

【現状と課題】

- 本市では、子育てサポート情報通信「すくすく」を市のホームページやフリーペーパー等に掲載し、母子保健に関する情報を広く提供しているほか、初妊婦とその配偶者、家族を対象に両親学級を開催し、妊娠中の健康管理や出産、育児に関する知識の普及に取り組んでいます。
- 少子化や核家族化などにより、地域社会のなかで、子育ての知識や技術の継承が難しくなっていることや、育児情報の多くがインターネットから得られていることを踏まえ、それぞれに適した情報を手軽に入手できるよう、情報提供の方法や掲載内容の充実に努めていく必要があります。
- 乳幼児健診や両親学級、こんにちは赤ちゃん訪問などの機会を通じ、乳幼児期に起こりやすい事故の予防に向けた周知・啓発を行っています。

【施策の方向】

- 父親の育児への参加を促し、周囲の家族も母親の産後の心身の状態を十分理解し、育児を支える環境づくりが整えられるよう、両親学級の継続と内容の充実に努めていきます。
- 健康な妊娠生活を送るための出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に向け、保健・福祉等の関係機関と連携しながら、従来の広報手段に加え、スマートフォン向けアプリ「Grucoco（グルッコ）」やフリーペーパー等、多様なコンテンツを活用した情報提供に努めていきます。

- 引き続き様々な機会を通じて、乳幼児等の不慮の事故を防止するための周知・啓発に取り組んでいきます。

【個別事業】 資料2-1 参照

2 母子の健康確保と増進

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

① 思春期保健に関する知識の普及促進

【現状と課題】

- 本市では、市内の児童・生徒を対象に「思春期教室」を開催しており、特に中学生については、「函館・性と薬物を考える会」の協力により、各学校に医師や助産師等の講師を派遣し、正しい性の知識の習得と適切な行動が取れるよう出前健康教育を実施しています。
- また、各学校に思春期教材等を貸し出し、性に関する授業の実施の一助としています。

【施策の方向】

- 思春期の子どもたちの現状や思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため、保護者や思春期にある子どもたちに係わる医療、保健、福祉、教育関係者等を対象に、講演会を開催します。
- 子どもたちに対しては、生命の尊さを実感させるとともに性に関して、男女の関係や相互理解の必要性、さらには身体についての正確な情報を得て、自分で判断し、自ら健康管理や長期的なライフプランの設計ができるよう、学校と連携した健康教育を行っていきます。
- 学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを進めており、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。
- 保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携を強化し、思春期の心と体の健康づくりを支援する体制の整備を進めます。

【個別事業】 資料2-1 参照

② 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進

【現状と課題】

- 未成年者の喫煙・飲酒は、成人に比べて心身に大きな悪影響を与えるとともに、成人後の喫煙、飲酒の習慣に結びつきやすく、特に、喫煙は、違法薬物使用の入り口となるおそれがあるため、喫煙および飲酒の防止には早い時期からの普及・啓発が重要であることから、小学生を中心に講座を開催しています。

【施策の方向】

- 喫煙や飲酒が未成年者の心身に及ぼす害について理解を深め、子どもの心と体の健康づくりを進めるとともに、薬物の使用防止の普及・啓発を図ります。

【個別事業】 資料2-1 参照

③ 心のケアと相談体制の充実

【現状と課題】

[自殺者数の推移]

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自殺者総数	56	75	58	45	47
うち10～14歳	0	0	0	0	0
うち15～19歳	0	1	2	1	0
計	0	1	2	1	0

資料：保健所（保健所事業概要）

- 本市における平成25年からの5年間の自殺者の状況は、総数が減少傾向となっているなか、十代の自殺者数は合計4人となっております。
- 十代の自殺死亡者根絶のため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むほか、児童生徒の心のケアのため、学校においてスクールカウンセラーの配置などを進め、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実が必要です。
- 次代を担う子どもたちには、心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけさせるための支援、さらには命の大切さを実感させる取り組みが必要です。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民が自殺対策の重要性について理解と関心を深められるよう、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。
- 令和元年度から10年間の「函館市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策の取組みを推進しています。

【施策の方向】

- 学校の教育活動を通じて、児童生徒が自分の命はもとより、他の人の命の尊さに気づくことができるよう、命の大切さにかかわる教育の充実を図ります。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民に対しては、研修の実施などを通して、心の健康や自殺対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、自殺の危険性の高い児童生徒等に気づいたときの対応方法や相談機関の周知などを図り、早期発見と早期対応に対処できる人材養成に取り組めます。

【個別事業】 資料2－1参照

2 母子の健康確保と増進

(3) 「食育」の推進

① 食に関する学習機会、情報提供の充実

【現状と課題】

- 「食」は、生きていくために欠くことのできないもので、子どもたちが生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性をはぐくみ、いきいきと暮らしていくことができるようになるための基本であり、本市では、学校における食育の推進のほか、離乳食教室や啓発事業などに取り組んでいます。
- 望ましい食習慣の定着のためには、子どもの頃から基本的な生活リズムをつくるための「早寝・早起き・朝ごはん」を身に付け、食の知識や食を選択する力を習得するための様々な取組みを実践することが必要です。
- 朝食を毎日食べる子どもの割合が、小学生で90%、中学生で85%となっています。

[子どもの朝食のとり方：小学生保護者、中学生保護者]

	毎日食べる	週5～6回 食べる	週3～4回 食べる	週1～2回 食べる	ほとんど 食べない	無回答
小学生保護者	90.3%	3.3%	2.9%	1.1%	1.8%	0.6%
中学生保護者	84.9%	5.3%	2.7%	2.5%	3.8%	0.9%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P33

- また、小・中学生で朝食を食べない理由の多くが「時間がないから」、「食欲がないから」となっており、基本的な生活リズムが実践できていないことが、その要因とされます。

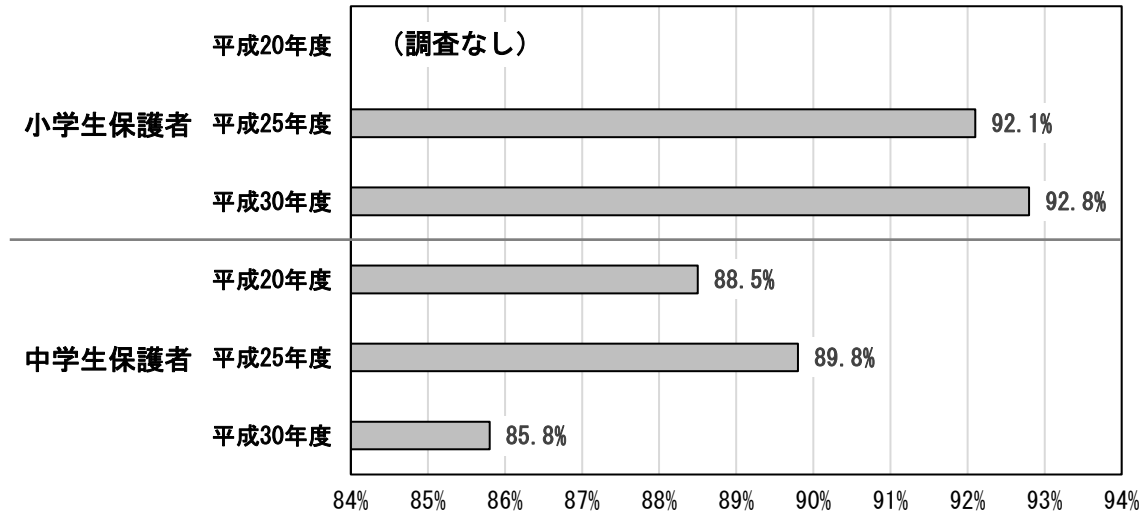
[小・中学生の朝食欠食の理由について]

	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
食欲がないから	39.4%	43.4%	39.0%	42.6%
時間がないから	41.2%	38.6%	42.0%	41.6%
いつも食べないから	4.1%	2.4%	8.7%	7.2%
太りたくないから	5.3%	6.0%	2.6%	2.9%
その他	10.0%	9.6%	7.7%	5.7%

資料：平成29年度食生活に関する調査報告書(函館市栄養教育研究会)

- さらに、小・中学生の保護者に「1日1回は家族と一緒に食事をしていますか」とお聞きしたところ、小学生では、平成25年度の回答に比べ、一緒に食事をする割合は増えていますが、中学生では、大きく減り、平成20年度の割合よりも下回っています。

[家族との食事について、「毎日一緒」または「週5～6回一緒」と回答した割合]



資料：「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」P33

【個別事業】資料2-1参照

- 朝食は、脳の唯一のエネルギー源であるブドウ糖を供給し、脳と身体を目覚めさせ、全身のウォーミングアップになる大切な食事です。様々なことを学び、成長していく子どもに欠かせない朝食を欠食することにより、午前中のエネルギーの供給が不十分となり、集中力がなくなったり、精神的に不安定になったりします。ライフスタイルの多様化などにより、家族全員が揃って食事をとることが難しい現状となっていますが、家族で食卓を囲むことで、子どもの精神面の安定が得られ、食事のマナーをはじめ社会的態度を体得することにつながるため、食事の重要性について周知・啓発を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- 市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「はこだてげんきな子食育プラン」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら、食育を推進します。

【個別事業】資料2-1参照

2 母子の健康確保と増進

(4) 周産期・小児医療等の充実

① 周産期・小児医療の確保・充実

【現状と課題】

- 道南圏域では、本市に小児救急を行う医師、医療機関が集中しています。
- 小児救急医療に関しては、初期から三次までの体制が整備されており、新生児、未熟児医療に関しては、総合周産期母子医療センターなどが整備されているほか、未熟児の養育のために、入院に要する費用の一部を給付しています。
- 近年、休日・夜間において比較的軽症の患者が、本来、重症患者に対応する二次救急医療機関を受診するケースが多く、勤務医の負担が増加しているほか、小児医療を行う医師・医療機関が減少傾向にあることから、救急医療体制を含めた小児医療の確保が難しい状況となっています。
- 子どもの疾病は、短期間で重症化することがあり、後遺症を残さずに事故や疾病から子どもを守ることは、子どもの将来にとって重要です。そのため、新生児、未熟児医療、小児救急医療をはじめとする小児医療の確保のほか、休日・夜間における適切な受診の普及・啓発が必要です。

【施策の方向】

- 休日・夜間の小児救急医療体制の確保と適切な受診の普及・啓発に努めます。

【個別事業】 資料 2 - 1 参照

② 小児慢性特定疾病対策の推進

【現状と課題】

- 本市では、長期にわたる療養と治療のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病を発症した子どもに対する医療費の給付と、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付を実施しています。
- 慢性疾病を持つ子どもの健全育成および自立促進を図るため、自立支援員を配置し、相談支援や社会参加に関する支援などに総合的に取り組んでいます。

【施策の方向】

- 小児慢性特定疾病医療費の給付と日常生活用具給付事業を継続するとともに、長期にわたり療養を必要とする子どもや家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言および関係機関との連携調整などを進めます。

【個別事業】 資料 2 - 1 参照

③ 不妊に悩む方に対する支援の充実

【現状と課題】

- 不妊に悩んでいる方は、不妊治療や不育症治療を受けることとなりますが、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精，顕微授精）や国の助成制度がない不育症治療は、治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができない方も少なくないことから、その経済的負担の軽減が必要です。
- 本市では、平成28年度から治療開始時の妻の年齢により、助成回数に制限を設ける一方、第2子以降の治療に対しての助成を行っています。
- 平成29年度からは不育症の疑いがある方に対し、その原因特定のための検査および治療に対する助成を行っています。

【施策の方向】

- 晩婚化の影響により、今後も特定不妊治療を必要とする夫婦の増加が予想されることから、特定不妊治療費助成事業を継続していきます。

【個別事業】 資料2－1 参照